

議会改革PT 見直し案	第1分科会 見直し案
<p>第3条 議会の活動原則 議会は、前条の基本理念を踏まえ、次に掲げる活動原則に基づいて活動を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公正性と透明性を確保するとともに、市民に開かれたわかりやすい議会運営を行うこと。 (2) 市民の意見を的確に把握して市政に反映できるよう、市民参加の多様な機会を設けること。 (3) 政策の決定及び執行について監視し評価すること。 (4) 市民の意見を考慮した政策提言を行うとともに政策立案に努めること。 (5) 重要な政策については、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議及び審査に取り組むため、<u>常任委員会の例月開催を含め、通年で議会活動を行うこと。</u> (6) 議員間での討議を重ね、合意形成に努める議会運営を行うこと。 	<p>第3条 議会の活動原則 議会は、前条の基本理念を踏まえ、次に掲げる活動原則に基づいて活動を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公正性と透明性を確保するとともに、市民に開かれたわかりやすい議会運営を行うこと。 (2) 市民の意見を的確に把握して市政に反映できるよう、市民参加の多様な機会を設けること。 (3) 政策の決定及び執行について監視し評価すること。 (4) 市民の意見を考慮した政策提言を行うとともに政策立案に努めること。 (5) 重要な政策については、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議及び審査に取り組むこと。 (6) 議員間での討議を重ね、合意形成に努める議会運営を行うこと。
<p>【趣旨】 本条は、基本理念に基づく議会活動の原則を定めたものです。</p> <p>【解説】 基本理念の3つの考え方に基づく議会の活動原則を6項目規定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民の皆さんに信頼される議会となるために、議会の公正性・透明性を確保し、開かれたわかりやすい議会運営をすすめます。 (2) 議会活動の基本は民意の把握であることから、参考人制度の活用、請願・陳情者の意見陳述、市民意見交換会の開催など市民参加の機会を多様に設けます。 (3) 市長等を監視し抑制する役割を担う議会は、政策の決定や執行を監視するとともに、その評価を行います。 (4) 市の政策水準の向上を図るために、市民の意見を考慮しつつ、市長等に政策の改善や立案等を求める政策提言を積極的に行うとともに、議員自らも政策立案に取り組むように努めます。 (5) 地方自治体の権限の拡大や市政への市民参加が加速する中、市民の意見を後ろ盾にした行政側からの政策提案が増加してくる状況 	<p>【趣旨】 本条は、基本理念に基づく議会活動の原則を定めたものです。</p> <p>【解説】 <u>常任委員会の例月開催や政策課題への調査・研究など1年間を通し行う議会活動により果たすべき</u>基本理念の3つの考え方に基づく議会の活動原則を6項目規定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民の皆さんに信頼される議会となるために、議会の公正性・透明性を確保し、開かれたわかりやすい議会運営をすすめます。 (2) 議会活動の基本は民意の把握であることから、参考人制度の活用、請願・陳情者の意見陳述、市民意見交換会の開催など市民参加の機会を多様に設けます。 (3) 市長等を監視し抑制する役割を担う議会は、政策の決定や執行を監視するとともに、その評価を行います。 (4) 市の政策水準の向上を図るために、市民の意見を考慮しつつ、市長等に政策の改善や立案等を求める政策提言を積極的に行うとと

<p>を踏まえ、<u>閉会中の継続調査のため、常任委員会を例月で開催するなど、議会機能を通年で発揮することで</u>、市の重要な政策を決定する機関として適切な判断を行うため、新規の政策条例や著大事業等の重要な政策を中心に、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議、審査を行います。</p> <p>(6) 市政の重要事項を決定する機関として、判断結果の妥当性や説得力を高めるために、合意形成を目指して徹底した討議を行います。</p>	<p>もに、議員自らも政策立案に取り組むように努めます。</p> <p>(5) 地方自治体の権限の拡大や市政への市民参加が加速する中、市民の意見を後盾にした行政側からの政策提案が増加してくる状況を踏まえ、市の重要な政策を決定する機関として適切な判断を行うため、新規の政策条例や著大事業等の重要な政策を中心に、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議、審査を行います。</p> <p>(6) 市政の重要事項を決定する機関として、判断結果の妥当性や説得力を高めるために、合意形成を目指して徹底した討議を行います。</p>
<p>【協議経過】</p> <p>条例の条文に「通年で議会活動を行う」を入れると地方自治法第102条の2で規定する通年議会と区別ができずわかりづらいため、議会の活動原則6項目は1年を通し行う議会活動により果たすべきものであるものとして解説を修正した。</p> <p><u>協議の中であった「充実した審議・調査研究のために必要な日数の確保」は、「1年間を通じ行う議会活動」とした。</u></p>	
<p>議会改革PT 見直し案</p>	<p>第1分科会 見直し案</p>
<p>第 条 議会モニター</p> <p><u>1 議会は、議会運営及び議会活動等に関する市民意見を聴取し、議会運営・活動に反映させるため、必要に応じ議会モニターを設置することができる。</u></p> <p><u>2 前項の議会モニターの設置に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>第6条 広報広聴</p> <p>1 議会は、市民への説明責任を果たすとともに市民の意見を市政に反映させるために、各種情報メディアや多様な機会等を活用して、情報の発信及び市民の意見の把握に努めなければならない。</p> <p>2 議会は、すべての会議を原則として公開とする。</p> <p>3 議会は、議会における審議の内容及び過程を市民に説明するとともに、政策課題について市民と意見を交換するために、市民意見交換会を行う。</p> <p>4 前項の市民意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>5 議会は、情報の共有及び市民との意見交換を推進するための組織として、広報広聴委員会を設置する。</p> <p>6 前項の広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。</p>
<p>【趣旨】</p> <p><u>本条は、評価を補完すること、市民意見を議会活動に反映するため、モニター制度について定めたものです。</u></p> <p>【解説】</p> <p><u>議会運営や議会活動等について、議会の求めに応じた項目をモニターし、改善等に資する活動を行い、市民意見を議会運営等に反映させるものです。</u></p>	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、市民とともに歩む議会づくりを進めるために、市民との情報共有と意見交換を行うための取り組みを定めたものです。</p> <p>【解説】</p> <p>1 媒体としての議会広報紙、インターネット、コミュニティFM、CATVや市民意見交換会、<u>議会モニター制度</u>等を通じて、市政や議会の情報を積極的に提供するとともに、市民の皆さんの意見を可能な限り把</p>

	<p>握し、市政に反映させていきます。</p> <p>2 議会活動の透明性を確保し、市民の皆さんとの情報共有を図るため、本会議や常任委員会等、議会における全ての会議を原則公開とします。</p> <p>3 市民の意見を反映させた市政を推進するため、議会での審議の様子等をお知らせするとともに、市の政策課題について市民の皆さんと議論を行う場として、市民意見交換会を開催します。</p> <p>4 市民意見交換会については、市民意見交換会の開催に関する実施要綱で別に定めます。市民意見交換会は、地域別及び分野別で開催します。</p> <p>5 市民の皆さんとの情報共有と意見交換を効果的に推進するために、議会広報紙の発行や様々なメディアを利用した広報活動と、市民意見交換会等の企画調整等の広聴活動を、一体的かつ専門的に行うための組織として広報広聴委員会を設置します。</p> <p>6 広報広聴委員会については、広報広聴委員会規程で別に定めます。</p>
<p>【協議経過】</p> <p>議会モニター制度の条項を新たに設ける案としていたが、議会モニター制度は、議会からの情報発信の強化や議会運営及び議会活動等の聴取を目的に行うもので、第6条広報広聴機能の第1項に関連するものであるため解説にある取り組みの一つとして議会モニター制度を加えることとした。</p>	
<p style="text-align: center;">議会改革PT 見直し案</p>	<p style="text-align: center;">第1分科会 見直し案</p>
<p>第7条 市民参加</p> <p>1 議会は、市民参加の多様な機会を設けるとともに、市民との協働を推進する。</p> <p>2 議会は、公聴会制度、参考人及び専門的知見を有する者を活用し、市民の専門的又は政策的識見を、議会の審議、政策提言及び政策立案に反映させるよう努める。</p> <p>3 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。</p> <p>4 議会は、<u>行政視察の結果を議員間で共有する。また、必要に応じて市の政策課題について市民とともに学ぶ機会の一環としての研修会等の場を設けるものとする。なお、研修会等の開催に必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>第7条 市民参加</p> <p>1 議会は、市民参加の多様な機会を設けるとともに、市民との協働を推進する。</p> <p>2 議会は、公聴会制度、参考人及び専門的知見を有する者を活用し、市民の専門的又は政策的識見を、議会の審議、政策提言及び政策立案に反映させるよう努める。</p> <p>3 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。</p> <p>4 議会は、必要に応じて市の政策課題について市民とともに学ぶ機会を設けるものとする。</p>

<p>【趣旨】 本条は、市民参加の取り組みを定めたものです。</p> <p>【解説】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民の代表機関として、市民の皆さんとともに歩む議会づくりをすすめるために、議会活動への市民参加の多様な機会を設けます。 2 地方自治法第109条及び第110条に規定されている公聴会制度や参考人制度を活用し、市民の皆さんの意見を、議案の審議や政策提言等に反映させるように努めます。 3 市民の権利として保障されている請願・陳情については、議会は、必要に応じて提出者の意見を聴いた上で、審議等を行うこととします。 4 市民の皆さんと、政策課題についての共通認識を醸成するとともに先進事例等の情報を共有するため、必要に応じて、専門家を招いての研修会や行政視察の結果報告会等を開催することとします。 	<p>【趣旨】 本条は、市民参加の取り組みを定めたものです。</p> <p>【解説】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民の代表機関として、市民の皆さんとともに歩む議会づくりをすすめるために、議会活動への市民参加の多様な機会を設けます。 2 地方自治法第109条及び第110条に規定されている公聴会制度や参考人制度を活用し、市民の皆さんの意見を、議案の審議や政策提言等に反映させるように努めます。 3 市民の権利として保障されている請願・陳情については、議会は、必要に応じて提出者の意見を聴いた上で、審議等を行うこととします。 4 市民の皆さんと、政策課題についての共通認識を醸成するとともに先進事例等の情報を共有するため、必要に応じて、専門家を招いての研修会や行政視察の結果報告会等を開催することとします。
<p>【協議経過】</p> <p>解説部分に記載のある視察報告会を条項に盛り込むこととしたが、条例改正を行う場合、市民に条例の改正内容を周知する必要がある。現状において、市民の皆さんと専門家を招いての研修会や行政視察の結果報告会等の開催方針が具体的になっていないため、具体的になった段階で、市民に対し専門家を招いての研修会や行政視察の結果報告会等の開催の周知を行うとともに、条例の改正を検討する。</p>	
<p>第6章 議会及び議会事務局の体制整備等</p>	
<p>議会改革PT 見直し案</p>	<p>第1分科会 見直し案</p>
<p>第 条 議会基本条例の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>議会は、議会基本条例の更なる推進のため、全議員で構成する議会基本条例推進協議会を設置する。</u> 2 <u>同協議会は、議会基本条例に定める議会改革の取り組みを総合的・継続的に検証・議論できる場とする。</u> 3 <u>第1項に規定する議会基本条例推進協議会の設置に関し必要な事項は、別に定める。</u> 	<p>第 条 議会改革の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>議会改革の取り組みを総合的・継続的に検証・議論するため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置するものとする。</u> 2 <u>前項に規定する議会改革を推進する組織の設置に関し必要な事項は、別に定める。</u>
<p>【趣旨】 <u>本条は、議会基本条例の推進について定めたものです。</u></p> <p>【解説】 <u>議会基本条例に定める議会改革の取り組みを継続的に検証、総合的に協議する場を決定し、既存の組織を活用し、取り組み等の改善をします。</u></p>	<p>【趣旨】 <u>本条は、議会改革の推進について定めたものです。</u></p> <p>【解説】 <u>議会基本条例に定める議会改革の取り組みを総合的・継続的に検証・議論する場を設け、議会改革の推進を図ります。</u></p>

<p>【協議経過】</p> <p>平成27年から上記の目的のため活動を行っている議会基本条例推進協議会を条例に定め活動を推進させるもので、新たに条項を定めたものです。議会内で使用している「議会基本条例の推進」では、市民にもわかりにくいこと。また、他市の基本条例等を参考にすることで、条項案に示すように目的が議会改革の推進であることから、市民にも分かりやすいため上記のとおり修正した。今後は、議会改革がもたらす市民への影響や、成果の反映など、市民への説明も機能として求められる。</p>	
議会改革PT 見直し案	第1分科会 見直し案
<p>第16条 政務活動費</p> <p>1 市政に関する調査研究活動に対して交付される政務活動費は、高山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成12年高山市条例第16号）に定めるところにより、会派又は会派に属さない議員に交付する。</p> <p>2 会派及び会派に属さない議員は、市民に対して説明責任を果たすため、政務活動費の収支報告等について公開するものとする。</p> <p><u>3 政務活動費の支出等に関する取扱いは、別に定める。</u></p>	<p>第16条 政務活動費</p> <p>1 市政に関する調査研究活動に対して交付される政務活動費は、高山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成12年高山市条例第16号）に定めるところにより、会派又は会派に属さない議員に交付する。</p> <p>2 会派及び会派に属さない議員は、市民に対して説明責任を果たすため、政務活動費の収支報告等について公開するものとする。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>本条は、政務活動費の性格や交付の方法、透明性の確保について定めたものです。</p> <p>【解説】</p> <p>1 政務活動費に関する事項は、別に条例によって定められています。</p> <p>2 政務活動費の使途は、市民の理解が得られるものでなければならぬことから、会派及び議員は、収支報告書、視察等の調査報告書、領収書等の写しを市ホームページで公開していきま</p> <p><u>3 政務活動費の運用指針等を政務活動費マニュアル（平成29年4月）で定めています。</u></p>	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、政務活動費の性格や交付の方法、透明性の確保について定めたものです。</p> <p>【解説】</p> <p>1 政務活動費に関する事項は、別に条例によって定められています。</p> <p><u>政務活動費の運用指針等を政務活動費マニュアルで定めています。高山市では、制度開始から、精算払い方式を採用しており、政務活動費の使途の透明性を確保しています。</u></p> <p>2 政務活動費の使途は、市民の理解が得られるものでなければならぬことから、会派及び議員は、収支報告書、視察等の調査報告書、領収書等の写しを市ホームページで公開していきま</p>
<p>【協議経過】</p> <p>政務活動費に関する事項は、第1項にあるとおり条例で定められており、別に政務活動費の交付に関し必要な事項を規則で定めている。政務活動費マニュアルについては、条例や規則の下で基準を明確に示したものであるため、条例にうたう必要はないため、解説に盛り込んだ。なお、高山市議会は、制度開始時から全国的にも珍しい精算払い方式を採用し透明性の確保に努めていることから解説に追加。</p>	

議会改革PT 見直し案	第1分科会 見直し案
<p>第 1 条 災害時の議会对応</p> <p>1 <u>議会は、災害時においても、議会機能を維持するよう努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>災害時の議会及び議員の行動等に関しては、別に定める。</u></p>	<p>第 1 条 災害時の議会对応</p> <p>1 <u>議会は、災害による不測の事態が生じたときは、市民の生命、身体及び財産を保護するため、市長等と連携し、災害対策の対応に努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>議会は災害時においても、議会機能を維持するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>災害時の議会及び議員の行動等に関しては、別に定める。</u></p>
<p>【趣旨】</p> <p><u>本条は議会の災害時の対応について定めたものです。</u></p> <p>【解説】</p> <p><u>災害時における業務継続計画は、市の作成する業務継続計画を準用するものとし、災害発生時における議会の行動基準を別に定めます。</u></p>	<p>【趣旨】</p> <p><u>本条は議会の災害時の対応について定めたものです。</u></p> <p>【解説】</p> <p>1 <u>市長等と連携は、議会が災害対策を側面から支援することを指し、早期の復旧、復興を目的としています。</u></p> <p>2 <u>災害時における業務継続計画は、市の作成する業務継続計画を準用するものとし、災害発生時における議会の行動基準を別に定めます。</u></p> <p>3 <u>高山市議会災害対応指針を別に定めています。</u></p>
<p>【協議経過】</p> <p>議会の業務継続計画の観点から、条例への規定を考えました。別に定める高山市議会の対応指針を昨年10月に決定しました。先進議会が作成する業務継続計画ではなく、議会及び議員が側面から行政を支援し、地域において災害対応するものにしていきます。</p>	
議会改革PT 見直し案	第1分科会 見直し案
<p>第24条 評価制度</p> <p>1 議会は、議会改革の継続的な取組みを進めるため、本条例に基づく活動については、少なくとも年1回、その評価を行うものとする。</p> <p>2 前項の評価に関しては、<u>設置要綱及びマニュアルを別に定める。</u></p> <p>3 議会は、第1項の評価に当たって、<u>外部有識者の評価結果を市民意見交換会等で示し</u>市民の意見を聴取するものとする。</p>	<p>第24条 評価制度</p> <p>1 議会は、議会改革の継続的な取組みを進めるため、本条例に基づく活動については、少なくとも年1回、その評価を行うものとする。</p> <p>2 前項の評価に関しては、議会運営委員会を中心として検討するものとする。</p> <p>3 議会は、第1項の評価に当たって、市民の意見を聴取するものとする。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>本条は、継続して議会改革を行うための取り組みについて定めたものです。</p>	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、継続して議会改革を行うための取り組みについて定めたものです。</p>

【解説】

- 1 議員の改選後においても議会改革の継続的な取り組みをすすめるため、また、時代の変化に対応するため、年1回以上、本条例に基づく活動の評価に取り組みます。
- 2 議会が設置する議会評価委員会、議会が作成した評価マニュアルにより評価報告書を作成する。評価報告書を議会評価委員会に提出するときは、評価内容や改善策等について議員全員で協議を行います。
- 3 議会の内部評価を議会評価委員会に提出し、当該委員会による評価を外部評価とし、議会広報紙で周知するとともに、市民意見交換会等で、市民の皆さんから議会活動等に対する意見を聴取します。また、議会評価委員会に市民が参画いただけるよう評価制度の改善、調査・研究をします。

【解説】

- 1 議員の改選後においても議会改革の継続的な取り組みをすすめるため、また、時代の変化に対応するため、年1回以上、本条例に基づく活動の評価に取り組みます。
- 2 議会運営委員会が、評価に関する情報の収集や評価表等を作成しますが、必要に応じて、評価内容や改善策等について議員全員で協議を行います。
- 3 市民意見交換会等で、市民の皆さんから議会改革に対する意見を聴取します。

【協議経過】

条例改正を行う場合、市民に条例の改正内容を周知する必要があるが、評価制度は現在試行中で確立できていない状況にある。そのため、評価制度が確立できた段階で、市民に対し評価制度の周知を行うとともに、条例の改正を検討することとした。